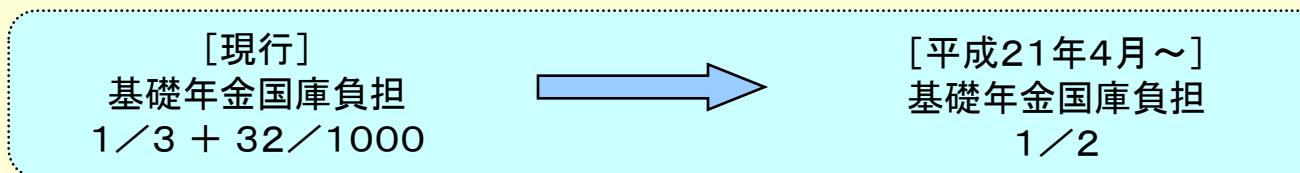


# 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の概要

## 1 法律の趣旨

- 年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとともに、将来的な給付水準(現役世代の手取り収入の50%)を確保し、国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するための所要の措置を講ずる。



## 2 法律の概要

- 国庫は、平成21年度及び平成22年度については、財源確保法の規定に基づく財政投融資特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用し、2分の1との差額を負担する。
- また、老齢基礎年金の額計算に関しては、平成21年度及び平成22年度の全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の2分の1と算定する等の措置を講ずる。
- その後税制改正法の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定財源を確保した上で、基礎年金国庫負担割合2分の1を恒久化する。なお、それまでの間は上記と同様に臨時の法制上・財政上の措置を講ずるものとする。
- 基礎年金の最低保障機能の強化等に関する検討を進め、制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。(検討規定)

## 3 施行期日

公布日(平成21年6月26日)(平成21年度の国庫負担から適用)